

印紙税法第2条は、課税対象となる「文書には、…印紙税を課する。」と規定しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となります

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

**電子文書には印紙税が課税されない**と明言されています。

## ※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、文書課税であるにおいては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない」

## ※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

[https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi\\_sonota/081024/02.htm](https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm)

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ注文請書を電磁的記録に変換した媒体を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、印紙税の課税原因は発生しない」